

## 財務省第7入札等監視委員会 平成27年度第3回定例会議審議概要

開催日及び場所	平成28年3月28日（月） 金沢国税局 1階大会議室	
委員	委員 中村 明子（松本洋武法律事務所 弁護士） 委員 舟橋 秀明（金沢大学大学院法務研究科 准教授）	
審議対象期間	平成27年10月1日 ～ 平成27年12月31日	
契約の現状の説明	平成27年10月～12月の契約実績	
抽出委員の選出	委員の互選により中村委員を次回抽出委員に選出。	
抽出案件	3件	(備考)
競争入札(公共工事)	-件	
随意契約(公共工事)	-件	
競争入札(物品役務等)	3件	契約件名 :平成27年度石川県内合同宿舎樹木伐採等業務 契約相手方 :株式会社 松原造園（法人番号 5220001006630） 契約金額 :1,360,800円 契約締結日 :平成27年10月1日 担当部局 :北陸財務局
		契約件名 :福井春山合同庁舎で使用する電気の調達 契約相手方 :株式会社 F-Power（法人番号 2010701022133） 予定調達総額 :23,273,370円 契約締結日 :平成27年10月28日 担当部局 :北陸財務局
		契約件名 :アルコール検知器の購入 契約相手方 :北陸オフィスライフ 株式会社（法人番号 8220001006256） 契約金額 :3,024,000円 契約締結日 :平成27年12月2日 担当部局 :金沢国税局
随意契約(物品役務等)	-件	
応札(応募)業者数1者関連	-件	
委員による意見・質問、それに対する回答等	以下のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	なし	

意見・質問	回答
<p><b>【契約一覧表】</b>  今回の契約一覧表から「法人番号」欄が追加され、契約の相手方が法人の場合は法人番号が併記されることとなったが、契約の相手方が個人の場合はどうするのか。</p> <p>両局の公共工事の入札において、応札者数が多いと見受けられるが理由は何か。</p>	<p>法人番号は、利用範囲の制約がないため誰でも自由に利用できる、行政を効率化し国民の利便性を高めるという観点から併記しているが、個人番号は、利用範囲の制約があるため、契約の相手方が個人の場合は、個人番号の併記は行わない。</p> <p>確たる理由は分からないが、北陸新幹線関係工事が一段落し、工事業者にも余裕が出てきたと思われることや、北陸財務局が無料発信しているメールマガジンにより、入札参加を呼びかけたことなどが要因ではないかと考えている。</p>
<p><b>【案件 1】</b>  「平成27年度石川県内合同宿舎樹木伐採等業務」</p> <p>契約相手方 : 株式会社 松原造園  (法人番号 5220001006630)</p> <p>契約金額 : 1,360,800円  契約締結日 : 平成27年10月1日  担当部局 : 北陸財務局</p> <p>業務終了後、伐採された樹木の処理が適切に行なわれたのか確認を行ったのか。</p> <p>説明の中で、「契約の相手方は情報メールマガジンを見て初めて北陸財務局の入札に参加した。」ということであったが、メールマガジンの周知はどのように行っているのか。</p>	<p>業者から、伐採された樹木を木材チップにした証明書、写真等を提出させ、適切に処理されたことを確認した。</p> <p>当局ホームページ等にて周知を図っている。また、28年1月13日に記者発表を行い新聞等でも周知を図ったほか、中小企業者に向けて石川県中小企業団体中央会の広報誌(570部)にメールマガジンの取組について掲載した。</p>
<p><b>【案件 2】</b>  「福井春山合同庁舎で使用する電気の調達」</p> <p>契約相手方 : 株式会社 F-Power  (法人番号 2010701022133)</p> <p>予定調達総額 : 23,273,370円  契約締結日 : 平成27年10月28日  担当部局 : 北陸財務局</p> <p>株式会社 F-Powerの落札によって、前年と比べ価格面はどのように変わったのか。</p> <p>業者から、二酸化炭素排出に伴う平成25年度の「適合証明書」を提出させているが、平成25年度が直近のものなのか。</p>	<p>前年は、北陸電力の1者応札であったが、今年は3社の応札となり、株式会社 F-Powerの落札によって約2百万円が節約できたと考えている。</p> <p>直近のものである。</p>
<p><b>【案件 3】</b>  「アルコール検知器の購入」</p> <p>契約相手方 : 北陸オフィスライフ 株式会社  (法人番号 8220001006256)</p> <p>契約金額 : 3,024,000円  契約締結日 : 平成27年12月2日  担当部局 : 金沢国税局</p> <p>他の国税局や他の官公庁においても、アルコール検知器を利用した呼気検査を行っているのか。</p> <p>他の国税局においても、同じ機種アルコール検知器を調達しているのか。</p> <p>他の国税局等と一括調達を行えばスケールメリットがあるのではないのか。</p> <p>今回は、機種を限定して調達しているが、次回調達する際は、他の国税局等が調達した機種等を参考としてはどうか。</p>	<p>全国の国税局及び税務署においては、運転前にアルコール濃度が基準値未満であることを確認した上で、管理者が運転を承認するよう国税庁の通達で定めているため、アルコール検知器を利用した呼気検査を行っている。</p> <p>その他の官公庁の状況は把握していないが、ある県警では、アルコール検知器を利用して出勤時のアルコール検査を義務付ける方針を固めたとの新聞報道があった。</p> <p>調達する機種は、各局の判断で決めているため、他の国税局が調達した機種は把握していない。</p> <p>スケールメリットには限度もあると考える。今後は検討していきたい。</p> <p>次回調達する際は、他の国税局や他の官公庁の調達事例を参考していきたい。</p>